

羽田空港機能強化にかかる試験飛行について実運用と同等の実施を国に働きかけるよう求める陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第 17 号

受理年月日 令和元年 9 月 12 日

付託年月日 令和元年 9 月 25 日

陳情者
.

陳情原文 国土交通省による羽田空港の新ルート計画は、2020年3月29日から運用開始と発表されました。江戸川区に直接影響のある北風運用は1年のうち午前中約8割、午後約6割であることから、年間300日近く、荒川沿いを2、3分おきに出発機が通過することになります。この時予想される騒音は、現行南風悪天候時の着陸機と大差ないことも国土交通省資料から読み取れます。国は落下物防止対策基準を義務付けましたが、その後も部品脱落事例が発生しており落下物への不安は払しょくできていません。また、事故発生率が高いと言われる離陸直後であることから墜落の危険も拭えません。大気汚染や健康への影響を危惧する声もあります。荒川新ルートが区民生活に悪影響を及ぼすことは間違いありません。

今年1月のオープンハウス型説明会では「落下物や騒音が心配」「機能強化の必要性が不明」などの意見が出され、教室型説明会でも計画に反対の意見ばかり相次ぎました。このように、これまでの国の様々な対策にもかかわらず区民の不安は一向に解消していないどころか、不安が高まってさえいます。またそれ以上に、荒川新ルートが未だ多くの区民に知られていない現状も深刻な問題です。

国が来年1月末に予定している試験飛行をもっと早期に実施すれば、一気に区民に周知することができ区民が新ルートを直接体感できる機会になるうえ、区としても新ルートの影響を把握することができます。下記、国に働きかけていただきますよう陳情いたします。

記

- 1 速やかに試験飛行を実施すること。その際、大型機を含め、午前と午後に一定時間、毎時23便程度、予定されている運用と同じ条件で実施すること。
- 2 試験飛行実施後、教室型説明会で結果等を説明すること。